平成２５年（フ）第１４２号
宮崎県日向市大字財光寺274番地１　長江ハイツ405号、前住所宮崎県東臼杵郡門川町大字加草1368番地１
債務者　黒木　恵梨
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２６５号
徳島市国府町和田字原淵35番地の６
債務者　立石　和子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８１号
徳島市一宮町西丁864番地の１　紅葉団地３－６号
債務者　松原　美樹
１　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８４号
徳島県板野郡藍住町富吉字豊吉71番地５
債務者　原田　恵子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９９号
徳島市末広４丁目１番２号　渭東ハイツ604号、旧住所徳島市北矢三町４丁目７番46404号
債務者　戸田　　孝
１　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７７２号
神戸市須磨区白川字上側地134番地
債務者　桑田　真江
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８２号
神戸市垂水区五色山５丁目８番22号　カツミソウ203号
債務者　雨堤　義明
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１７号
神戸市灘区大石北町７番11―４号、従前の住所神戸市灘区鹿ノ下通３丁目５番21―203号
債務者　舘石トシ子
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８９５号
神戸市東灘区深江南町２丁目４番32号　深江ハイツ402号、従前の住所神戸市東灘区御影１丁目15番19号
債務者　西川　正孝
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４９号
神戸市長田区東尻池町５丁目２番16号　佐治文化
債務者　髙橋　勇夫
１　決定年月日時　平成26年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４１号
兵庫県丹波市氷上町常楽1059番地７
債務者　田村　幸男
１　決定年月日時　平成26年１月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで　神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
福島市飯坂町平野字中原２番地の１　グリーンハイツＢ棟101号
債務者　森木　憲子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月31日まで　福島地方裁判所

平成２５年（フ）第２５０号
青森市大字幸畑字唐崎30番地７
債務者　竹内　幸子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
青森市奥野４丁目２番７号　ハイツフランＢ号
債務者　佐藤　朝子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２号
青森市はまなす２丁目14番28号　グリーンハイツ斉藤Ｄ号
債務者　松枝　裕之
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
青森市はまなす２丁目14番28号　グリーンハイツ斉藤Ｄ号
債務者　松枝とき子
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
青森県八戸市下長５丁目２番１―24号　市営住宅Ｂ１―24、前住所青森県八戸市日計１丁目５番Ｂ５―46号　市営住宅
債務者　藤田　沙桐
１　決定年月日時　平成26年１月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係